kyoto sogo iaw

TEL 075(256)2560 https://kyotosogo-law.com/

京都総合法律事務所メールマガジン 2024年1月号

京都総合法律事務所の野﨑隆史です。

2024年も事務所一丸となって最善の解決を目指して尽力します。

このメルマガでは、自己研鑽の一環として直近一か月に接した情報を整理し、これは (今すぐ or いつか) 役に立つだろうと感じたものをお伝えしています。

それでは、今月のメルマガを始めます。このメルマガは無断転送大歓迎です!

当事務所の労務チームリーダーである伊山正和弁護士の新刊、好評発売中です。

ポイント解決! そこが知りたい労務相談 30 の悩みをずばり解決! (経営書院)

1日1つずつ読めば30日でイイカンジの労務担当になれると思います。 私の労務能力もワンランクアップしました!

★書籍の見どころ★

経営者の立場から労働実務上生じがちな典型的な「課題」をピックアップして 30 の 具体的な質問に Q&A 形式で解説

https://www.amazon.co.jp/dp/4863263600?ref_=cm_sw_r_apan_dp_7DB1FM RFJ91WEQ9Y7A4F

<目次>

- 【1】皆様への情報提供
- 【2】当事務所のサービス案内
- 【3】セミナー情報
- 【4】編集後記

DEFICE kyoto sogo law office

TEL 075(256)2560

https://kyotosogo-law.com/

【1】皆様への情報提供

★セミナー★

【YouTube にて配信中!】

テーマ:令和5年最高裁判決-5分で押さえるワンポイント解説

担 当:弁護士 伊山正和

会 場:YouTube

費 用:無料

https://www.youtube.com/watch?v=NfTyeo4Eto0

<弁護士リチャードソンから一言>

昨年は労務分野にて最高裁のご判断がいくつか出ておりまして。解説も出そろいつつあるところですが、もしも需要がございましたら、もっとあっさり、1本5分で4本20分程度のサックリ解説を YouTube に上げましょうかなどと画策いたしております。もしよろしければ、後日ご案内申し上げますので是非。

- ①「その名は名ばかり残業代」(最判 R5.3.10)
- ②「トイレ判決というなかれ」(最判 R5.7.11)
- ③「何割減とかそうじゃない」(最判 R5.7.20)
- ④「免職・解雇はおおちがい」(最判 R5.6.27)

の4本です。ハッキシ言って、おもしろかっこいいぜ!

【2024年2月15日(木)11時30分~12時00分・オンライン】

テーマ:2024年4月1日施行 人事労務関連法令対応

担 当:弁護士 伊山正和

会場: Zoom ウェビナー

費 用:無料

概 要:2024年4月に施行される法令改正の概要

新しく追加された労働条件明示事項に対応するための具体例

RYOTO SOGO IO

TEL 075(256)2560

https://kyotosogo-law.com/

無期転換権行使の機会付与のための具体的方法

特に次のような皆様にお勧めです。

- ・2024年4月以降に向けての労働条件通知書の改定が未了
- ・有期労働契約を締結している従業員がいる
- ・今回の法令対応に即した実施事項を知りたい
- ・人事労務を巡り、トラブルに発展したことがある、もしくは懸念している
- ・法令対応について弁護士に相談・依頼する必要性、メリットを知りたい

https://kyotosogo-law.com/inform/

◆労務◆

【ハラスメント対応】

ハラスメント関係のご相談やセミナー依頼を多く頂戴しており、ニーズの高さを感じますので、当面、毎回掲載することにしました。

年々増加するハラスメント対応のためには、

- ① ハラスメント申告についての社内規程の整備
- ② ハラスメント申告があった場合の事実の調査
- ③ 事実の調査に基づく会社としての判断
- ④ 会社の判断に従った当事者への対応

が漏れなく行われなければなりません。

ハラスメント対応に不安がある場合はこちらの記事を参考にお早めにご相談を!

https://kyoto-kigyohomu.com/?p=984

【払っていたはずの残業代が未払いになる?!】

残業代の支払い方法に「工夫」している場合こそ要注意です。

こんな「工夫」に心当たりありませんか。

- ・管理職に残業代を支払わない
- 「○○手当」として固定額で残業代を支払っている
- ・出退勤を従業員任せにしている



kyoto sogo law o

TEL 075(256)2560

https://kyotosogo-law.com/

心当たりがある場合はこちらの記事を参考に至急ご対応ください!

https://kyoto-kigyohomu.com/

【弁護士リチャードソン】

弁護士リチャードソンの直近1か月のポストの中から、超有益ポストをご紹介します。

https://twitter.com/richaso_law

<能力不足を理由とした解雇・雇止め>

能力不足を理由とした解雇・雇止めは、一番やりたいことでもすごく難しくて。たとえば先生の授業内容を生徒のアンケートで評価して、評判の悪さを証明しようとしても、「よっぽど」でないと合理的理由とはなりにくく、その「よっぽど」が主観的と判断されたら負けてしまうのですな(京都地判 R5.5.19)。

能力不足を問題とする場合は、能力不足そのものをターゲットにするとめっちゃ難しくて、その能力不足によって生じた害悪を捕まえるという方向感が必要かと。

ただ、その害悪を捕まえたところで、今度はそれと能力不足との因果関係が問われるわけで。

事業所の思いと当人の自己評価はすれちがいがちで。

<懲戒処分と弁明の機会の付与>

SNS で元気のよろしい方などが少なからずおられますが、これを社内でやられるとたまったものではなく。手が付けられなくてお困りかと存じますが、けん責程度の懲戒処分は視野に入れるべきことも。この際、きっちり当人の事情聴取をした点が有為に考慮されることもあるのでご参考まで(東京地判 R5.1.30)。

懲戒処分に際し弁明の機会を付与する旨、就業規則に定めがない場合、機会を与えなかったから即無効とはならんのですが(東京地判 H17.1.31)、要は相当性の問題で、した方が加点になることに相違なく、本人が確信犯的な場合はもとより、懲戒解雇ともなれば是非にやるべしといえますな(東京地判 H22.7.23)。

京都総合法律事務所

kyoto sogo iaw

TEL 075(256)2560

https://kyotosogo-law.com/

<兼業副業>

政府が兼業副業が推奨していても、就業時間中は本業に専念すべきなのは当然のことで、 万一、仕事中に副業的なことをやっておれば、その間の給料を返せと言いたくなるお気 持ちもごもっとも。しかし「で、何時間働いてないの?証明できないの?じゃダメ」と いうのが裁判所のご判断です(大阪地判 R5.9.29)

ちなみにこちら、会社側は「少なくとも 50%は労務提供していない」としておられたようで。しかし、賃金請求をするのに何時間働いたのかを具体的に立証する必要がある裏返しとして、不就労をいうのであれば、ここからここまでは働いていないと、ある程度、立証を求められるのは必定でございましたかと。

〈瑕疵担保責任と契約不適合責任の差異〉

今頃なのではありますが、契約書に「瑕疵担保責任」の定めとなっている事例がまだまだありまして。ゆえに「契約不適合責任」との違いを表にしたものは、まだ需要がありそうかと。ネットにも転がってはおりますが、この小動物がチェック時に「んもー、また?」と思いながら参照するものをよろしければ。

・責任の対象

瑕疵担保責任 : 売買契約締結までに生じた隠れた瑕疵

契約不適合責任:引き渡しまでに生じた契約不適合

・買主の請求権

瑕疵担保責任 :解除、損害賠償請求

契約不適合責任:解除、損害賠償請求(売主の帰責事由が必要)、履行の追完(目的物の修補、代替物の引渡し、不足分の引渡し)、代金減額請求

・損害の範囲

瑕疵担保責任 : 信頼利益 契約不適合責任:履行利益

・権利行使期間の制限

瑕疵担保責任 : 瑕疵があることを知ったときから1年

契約不適合責任:契約不適合を知ったときから1年以内(会社間の売買は6か月以内) に通知することにより、契約不適合を知ったときから5年、引渡しのときから10年

京都総合法律事務所

kyoto sogo idw

TEL 075(256)2560 https://kyotosogo-law.com/

<残業代と固定給と歩合給>

残業代は仕事に時間をかけた方が手当が高くなる仕組であり「逆じゃね?」とお思いになられる方々が少なくないのもごもっともで。例えば固定給の他、その残業代分が差し引かれる歩合給を定めて、歩合給分の残業代は別途支払うという方法ならOKとする高裁判決の存在は、とても重要(大阪高判R5.7.20)

OKとなっておる体系、ちょっと厳密ではありませんが、だいたいの骨子を申し上げる と

- ①固定給の残業代を支給
- ②歩合給の「素」を計算
- ③②から①を差し引いて歩合給として支給
- ④③の残業代を支給

という方法がおおむねで。

無論、キッチリ就業規則に定めて雇用契約の中身にしていることが前提です。

◆コーポレートガバナンス◆

【社外取締役のことはじめ】

東京証券取引所が経済産業省及び金融庁と共同で、社外取締役向けリーフレット「社 外取締役のことはじめ」を公表しました。

「取締役会の役割・責務」や「社外取締役として自身に期待されている役割・機能」 について簡潔に説明されており、それに関連するコーポレートガバナンス・コードの原 則や各種ガイドラインの該当箇所等も掲載されているという小粒でピリリなリーフレッ トとなっています。

意識すべき社外取締役としての5つの心得を引用しておきます。

心得1:最も重要な役割は、経営の監督 中核は、経営陣の評価と指名・報酬

心得2:社内のしがらみにとらわれず、会社の持続的成長に向けた経営戦略を考える

心得3:業務執行から独立した立場から、経営陣に対して遠慮せずに発言・行動

心得4:経営陣と、適度な緊張感・距離感を保ちつつ、信頼関係を築く

TEL 075(256)2560 https://kyotosogo-law.com/

心得5:会社と経営陣・支配株主等との利益相反を監督

https://www.jpx.co.jp/news/1020/skc8fn0000000vf8-

att/skc8fn000000vhx.pdf

【コールセンター業務】

個人情報保護委員会が、コールセンター業務における個人データの取扱いに係る安全 管理措置、従業者の監督及び委託先の監督に関する留意点について、注意喚起文書を公 表しました。

- ・安全管理措置(法第 23 条)に関する留意点
- ・従業者の監督(法第24条)に関する留意点
- ・委託先の監督(法第25条)に関する留意点

が端的に示されていますので、コールセンター業務を実施されている皆様はもちろん個 人情報を取り扱い皆様はぜひお目通しください。

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/240124_alert_call_center.pdf

【オプトアウト届出事業者に対する行政指導】

自社が保有する個人データを関連会社や協力会社に提供することでサービスの連携をより円滑化し、カスタマーサポートを充実させたいというニーズはよく聞きます。

事前に同意を得ている場合は問題がありませんが(個人情報保護法 27 条 1 項)、個人データ取得時に第三者提供について同意を得ていない場合や同意取得時に想定していなかったサービスの連携を行いたいという場合もあると思います。

そのような場合、一定の要件を満たすことで同意を不要とするオプトアウト制度(個 人情報保護法 27 条 2 項)が活用されています。

もっとも、個人データが違法に入手される場合や不適正に利用される場合等があるため、個人情報保護委員会がオプトアウト届出事業者に対して実態調査(報告徴収やヒアリング)を行い、オプトアウト制度の形骸化を防止しています。

今般、名簿の転売屋への名簿販売、第三者提供に係る記録の作成義務違反、第三者提供を受ける際の確認義務違反・記録作成義務違反に基づいて行政指導が行われました。

情報管理の重要度は増す一方です。

他山の石として自社の点検の素材にしてください。

https://kyotosogo-law.com/

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/240117_houdou.pdf

【防犯カメラと個人情報保護法】

先月号でもお伝えしましたが、防犯カメラ等を利用する際の個人情報保護法の留意点はこのパンフレットを出発点にしていただくのが良いと思います。

- Q. 防犯カメラを設置する際に「防犯カメラ作動中」と掲示するのはなぜでしょうか。
- Q. 顔識別機能付きカメラも通常のカメラと同じことを注意すれば良いでしょうか? これらの質問の答えにつまづいた方、必見です。

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/camera_utilize_handbook202312.pdf

◆事業再生◆

【経営者保証を不要とする新たな信用保証制度】

融資を受けたいが、経営者保証を求められる…仕方ないのか…

このようなお悩みについて、まずは経営者保証ガイドラインの活用が考えられますが、ガイドラインはあくまで自主的なルールに過ぎず、また、担当者もあまり詳しくないため、話が進まないということも多かったと思います。

今般、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく資金繰り支援として、

- ・通常の保証料率に 0.25% (債務超過等の場合は 0.45%) を上乗せ
- ・3年間の時限措置として、0.15%~0.05%分の保証料の補助

により、経営者保証を不要とする信用保証制度の創設が閣議決定されました。

3月15日から申込受付が始まります。

経営者保証に頼らない融資がスタンダードとなることを願い、再生・破産対策チームで分析させていただきますので、「うまくいった!」「断られた…」等の情報をお寄せいただけましたら幸いです。

https://www.meti.go.jp/press/2023/01/20240123002/20240123002.html

【経営者保証ガイドラインによる再チャレンジ】

会社の経営が行き詰った代表者は破産するしかない?

どうせ破産するならギリギリまで粘るべき?



https://kyotosogo-law.com/

ちょっと待ってください!経営者保証ガイドラインの活用で代表者の破産を回避する 方法があり、当事務所も積極的に取り組んでいます!

お悩みの経営者仲間にもぜひご周知ください。

https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20231213-2/01.pdf

◆知的財産◆

【コンセント制度】

令和6年4月1日からコンセント制度が施行されます(商標法第4条に第4項を新設)。

コンセント制度とは、先行登録商標と同一又は類似する商標であっても、先行登録商標を者の同意(コンセント)があり、かつ、先行登録商標と出願商標との間で混同を生ずるおそれがないものについては、後行の商標の併存登録を認めるという制度です。

そのうえで、コンセント制度の適用により併存登録された商標について、登録後の混同防止を担保するための混同防止表示請求権(第24条の4第1号及び第2号)と不正使用取消審判請求権(第52条の2第1項)が創設されています。

https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/consent/index.html

◆消費者契約◆

【適格消費者団体から差止請求を受け削除又は修正に至った条項】 BtoCの契約で次のような条項が契約書や利用規約にある場合は今すぐご相談ください。

- ▲ 利用者は異議申立てを行うことができません。
- ▲ 消費者の疾病、障害、不注意等に起因して発生した損害について、事業者に対して て責任追及することはできません。
 - ▲ 役務提供中に発生した事故等について応急処置以後の責任は負いません。
- ▲ 地震や風水害、降雪、事故など、事業者の責任ではない理由で役務提供が中止に なった場合、代金は返金しません。

京都総合法律事務所

TEL 075(256)2560

https://kyotosogo-law.com/

▲ 弊社が販売した商品に起因する肌トラブル等は一切の責任を負えません。自己の 責任においてご使用下さい。

- ▲ 郵便事故については一切責任を負いません。
- ▲ 地変、風水火災、その他、当事者双方のいずれもその責に帰することのできない 事由などの不可抗力によって、工事の既成部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事 材料又は設備機器について損害が生じたときは、この損害について、当事者間で協議し て重大なものと認め、かつ、請負人が善良な管理者としての注意をしたと認められると きは、注文者がこれを負担する。
- ▲ 注文者が代金の支払い(部分払い金を含む)を遅延し、請負人において相当の期間を定めてもなおその支払いがない場合は、請負人は注文者に対し遅延違約金を請求することができる。その場合の遅延違約金は1日につき支払い遅延額の10000分の5とする。
- ▲ 造作、装飾、家具などについて注文者が引き渡しを受けるとき、もし瑕疵がある ときは、直ちに請負人に補修または取替えを求めなければ請負人は責任を負わない。

【2】当事務所のサービス案内

京都総合法律事務所は、訴訟はもちろん、予防法務・戦略法務に力を入れ、訴訟で培った解決力で紛争の芽を摘み取ります。

【リーガルサポート】

従来の顧問契約から一歩進み、<mark>皆様の実情を積極的に理解し、適切な対応を瞬時に行うという信念のもと、サービス内容を可視化し、明確にしました。</mark>

- ・それぞれが専門分野を持ったパートナー弁護士全員が企業活動を総合的かつ多角的に サポート
- ・案件に応じて適切な弁護士がアサインすることで全ての案件にベストな解決をご提案
- ・サポートする弁護士が増えても月額料金は同じ

という特長を備え、予防法務はもちろん戦略法務の観点からも幅広くご利用いただいています。

kyoto sogo law o

TEL 075(256)2560

https://kyotosogo-law.com/

https://kyotosogo-law.com/post-3164/

【契約書サポートプラン】

契約書を制する者が、ビジネスを制します。体裁を整えるだけでは不十分です。

私たちは、皆様の業務の実情と照らし合わせてスムーズに機能するかどうかまでチェックし、チェックした弁護士がアフターフォローを担当します。

対応件数に応じて、ライト・スタンダード・プラスの3種類のサービスをご用意しています。

https://kyotosogo-law.com/keiyakusyosakusei/

【ハラスメント外部通報窓口・公益通報窓口】

京都総合法律事務所では、ハラスメント外部通報窓口・公益通報窓口業務を承っており、実績としては、上場企業、大学、病院等があります。

例えば、ハラスメント外部通報窓口業務の実施ステップは次のとおりです。

- ① 「ハラスメント外部通報窓口」として、当事務所の連絡先を社内にて周知
- ② 通報があった場合、貴社ご担当者様にご報告(通報者の意向があれば匿名化処理を 行います。)
- ③ ご担当者様と今後の対応についてお打ち合わせ
- ④ 関係者(通報者、対象者、目撃者等)へのヒアリングのサポート又は弁護士による 直接対応
- ⑤ ヒアリングを踏まえた報告書の作成

窓口は即日開設することも可能です。

https://kyotosogo-

law.com/%e3%80%8c%e3%83%8f%e3%83%a9%e3%82%b9%e3%83%a1%e3%83%b3%e3

%83%88%e5%a4%96%e9%83%a8%e9%80%9a%e5%a0%b1%e7%aa%93%e5%8f%a3%e3

%80%8d%e3%82%b5%e3%83%9d%e3%83%bc%e3%83%88%e3%83%97%e3%83%a9%e3

%83%b3/

https://kyotosogo-law.com/

【広告チェック】

景品表示法違反による多額の課徴金。薬機法違反による逮捕や刑事罰。広告チェック の重要性はますます高まっています。

リスクチェックや代替表現まで、広告チェック全般を承ります。

https://kyotosogo-law.com/advertising/

【カスハラ・クレームガード】

カスハラは企業を悩ます重大なトラブルの一つであり、現場を疲弊させないためにも 比較的早い段階から弁護士に相談し、対応窓口を弁護士とする準備を整えておくことは、 効果的な対応策の一つです。

京都総合法律事務所では、「クレームガード」をご準備し、

- ① クレーム対策の要である「悪質クレームか否か」の判断を弁護士がサポート
- ② 担当者が弁護士に相談するための窓口の設置
- ③ 研修の実施
- ④ クレーム直接対応

を行います。

「お客様は神様です」の呪縛から逃れ、会社と従業員を守りましょう。

https://kyotosogo-law.com/customertrouble/

【社外取締役・社外監査役】

社外取締役や社外監査役には、

- ・企業戦略等の大きな方向性を示し、適切なリスクテイクを支える。
- ・内部統制を含めたガバナンスや法令遵守等経営全般のモニタリングを通じて企業不祥 事等による企業価値の毀損を避ける。
- ・少数株主を始めとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させる。

等の役割があり、これらを通じて、会社は、ブランド価値、レピュテーション等の社会 的評価を含めた企業価値を持続的に成長させて中長期的に向上させることができます。

御社の課題、将来展望、お求めのスキル、注力分野、年齢層、ご予算等を踏まえて最適な弁護士をご紹介させていただきます。

https://kyotosogo-law.com/syagai/

TEL 075(256)2560 https://kyotosogo-law.com/

【3】セミナー情報

【YouTube にて配信中!】

テーマ:令和5年最高裁判決-5分で押さえるワンポイント解説

担 当:弁護士 伊山正和

会 場:YouTube

費 用:無料

https://www.youtube.com/watch?v=NfTyeo4Eto0

【2024年2月15日(木)11時30分~12時00分・オンライン】

テーマ:2024年4月1日施行 人事労務関連法令対応

担 当:弁護士 伊山正和

会場: Zoom ウェビナー

費 用:無料

概 要:2024年4月に施行される法令改正の概要

新しく追加された労働条件明示事項に対応するための具体例

無期転換権行使の機会付与のための具体的方法

特に次のような皆様にお勧めです。

- ・2024年4月以降に向けての労働条件通知書の改定が未了
- ・有期労働契約を締結している従業員がいる
- ・今回の法令対応に即した実施事項を知りたい
- ・人事労務を巡り、トラブルに発展したことがある、もしくは懸念している
- ・法令対応について弁護士に相談・依頼する必要性、メリットを知りたい

https://kyotosogo-law.com/inform/

【4】編集後記

https://kyotosogo-law.com/

2024年1月号、いかがでしたか?

大相撲、関脇琴ノ若が大関昇進を決めた千秋楽後のインタビューで、喜ぶどころか、 優勝決定戦で横綱照ノ富士に勝てなかった悔し涙を流していたのが印象的でした。

悔しいということは、勝ちたいという闘志があり、勝つぞという覚悟があったのだと 感じます。

悔しさはエネルギーですよね。成長は悔しい思いをした数に比例すると思います。

我が阪神タイガースの 2024 年のスローガン、「アレンパ」は惜しくも落選で「A.R.E. GOES ON」が採用されたのですね!

てっきり「アレンパ」になったと思っていました(笑) 秋のアレンパに向けてキャンプでしっかり鍛えてください!

テレビドラマでは、阿部サダヲさん主演の「不適切にもほどがある!」で昭和あるあるを堪能している今日この頃です。

カセットテープの場面で出てきた「やっぱマクセルのメタルは音が違うわ~」的なセリフ、「そう言いたいよね!| とニヤリ。

私が中高生だった約30年前もこんな感じが残っていたと思うので、2000年くらいから一気に社会が変わったんですかね?

水分補給をしっかりして 2024 年も突っ走りましょう。

本年もよろしくお願いいたします!

(弁護士 野﨑隆史)

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HPからご登録いただいた方、当事務所が過去に 連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

https://kyotosogo-law.com/inform/

https://kyotosogo-law.com/

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル5階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

https://kyotosogo-law.com

労務トラブル特化サイト

https://kyoto-kigyohomu.com/

知的財産専用ページ

https://kyotosogo-law.com/intellectual-property-team/

弁護士 野﨑隆史

nozaki@kyotosogo-law.com